

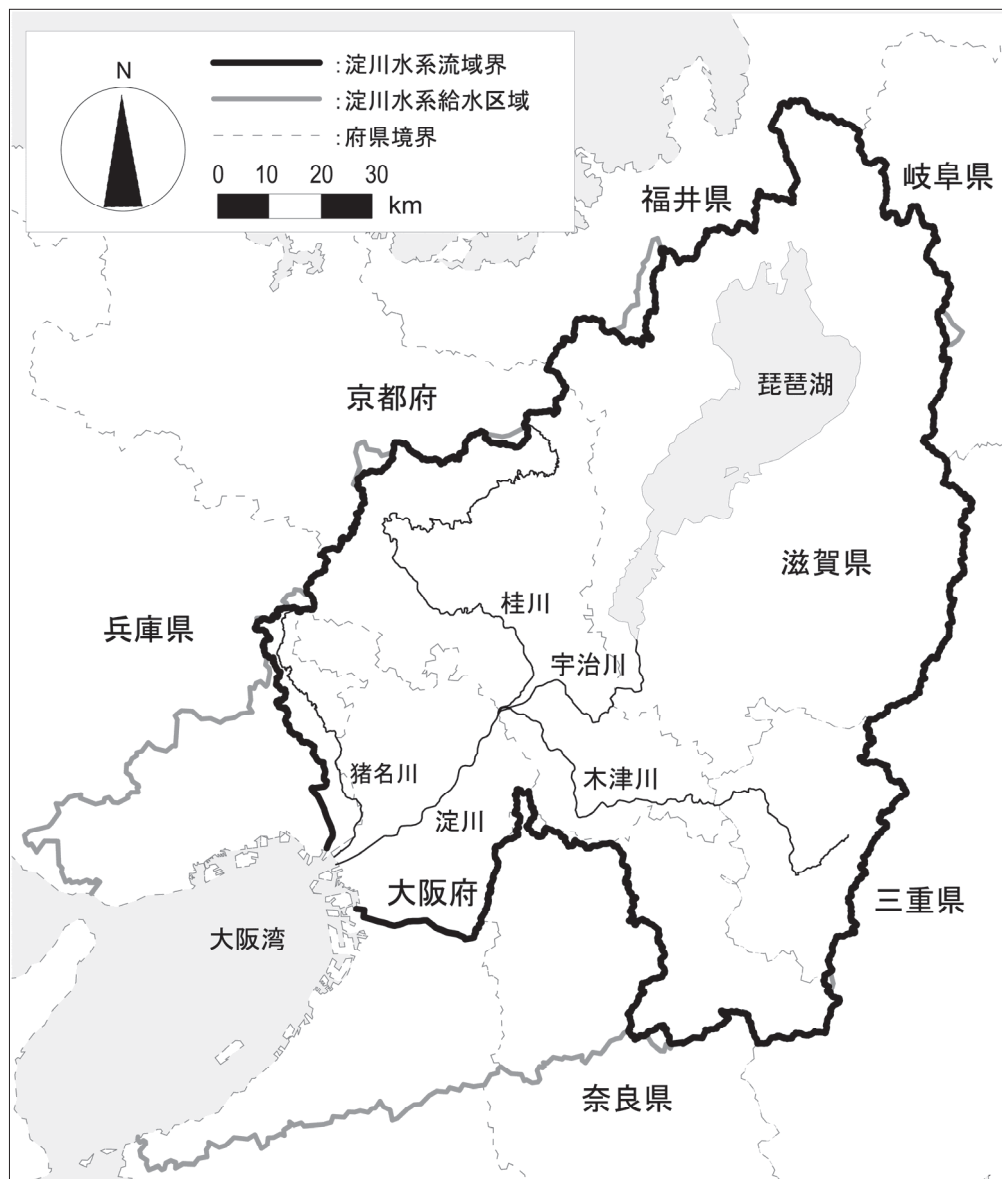
第2章 琵琶湖・淀川流域の水利用の概況

琵琶湖・淀川の水は、流域およびその周辺地域を含めて、令和5年度現在で117市町村、約1,700万人の生活用水として、多くの水道事業体を通じて利用されるほか、工業用水や農業用水、発電用水、環境用水として幅広く利用されている（図2-1、表2-1）。

琵琶湖流域や木津川、桂川などの上流域は大部分が農業地帯であり、水利用においても農業用水が大半を占めている。これに対し、京都盆地から大阪平野にかけての中・下流域では、人口密度や産業の集積度が高いため、主に生活用水や工業用水などの都市用水として利用されている。

また、近年では再生水や雨水などを水洗便所用、冷却・冷房用、散水用などの雑用水として利用することが注目されており、琵琶湖・淀川流域でも徐々にその利用が拡大してきている。

さらに、都市部においては、自然景観の喪失、河川環境の悪化などが進む中、良好な景観、親水空間、レクリエーション空間をつくる環境用水として利用されている。



【淀川水系流域】淀川に対して、降水（雨や雪）が集まる（流れ込む）範囲

【淀川水系給水区域】淀川水系の水を利用している区域

【図2-1 琵琶湖・淀川流域と給水区域】

【表 2-1 琵琶湖・淀川給水区域の市町村数及び上水道の給水人口】

令和5年度					
府県名	市	町	村	計	上水道の給水人口
三重県	2	—	—	2	159,430
滋賀県	13	6	—	19	1,379,658
京都府	10	7	1	18	2,239,297
大阪府	33 (14)	9 (6)	1 (1)	43 (21)	8,759,318
兵庫県	7 (3)	1	—	8 (3)	3,113,230
奈良県	11 (7)	12 (12)	4 (1)	27 (20)	1,221,941
計	76 (24)	35 (18)	6 (2)	117 (44)	16,872,874

()内は琵琶湖・淀川流域外の市町村数の内数

公益社団法人日本水道協会 水道統計「令和5年度」(第106号)施設・業務編より作成

1. 水道

(1) 施設の設備

水道には、上水道、簡易水道、専用水道、水道用水供給事業などの種類がある(表2-2)。

【表 2-2 水道の種類】

(令和6年3月31日現在)

水道事業 (法 § 3(2))	一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業(給水人口100人以下は除く)
上水道事業 (法 § 3(3))	給水人口が5,000人超の事業
簡易水道事業 (法 § 3(3))	給水人口5,000人以下の水道事業
水道用水供給事業 (法 § 3(4))	水道事業者に対し水道用水を供給する事業
専用水道 (法 § 3(6))	寄宿舍、社宅等の自家用水道等で100人を超える居住者に給水するもの 又は1日最大給水量が20m ³ を超えるもの

国土交通省HP 「水道の基本統計」より作成

令和7年8月現在、当流域の水道用水供給事業体は7事業体（滋賀県、京都府、亀岡市、大阪広域水道企業団、阪神水道企業団、奈良県広域水道企業団（令和7年4月発足）、兵庫県）であり、上水道事業体数は67ヶ所となっている。近年、大阪府や奈良県などでは、上水道事業体は市町から広域水道企業団への事業継承・統合が進んでいる。

また、令和7年8月現在、琵琶湖・淀川流域内の水道用水供給事業の浄水場は13ヶ所、用水供給事業の施設能力は約423万m³/日となっている（表2-3）。

また、従来の浄水処理では十分に除去できないかび臭やトリハロメタンの原因物質を低減するために、高度処理の導入が推進されている。

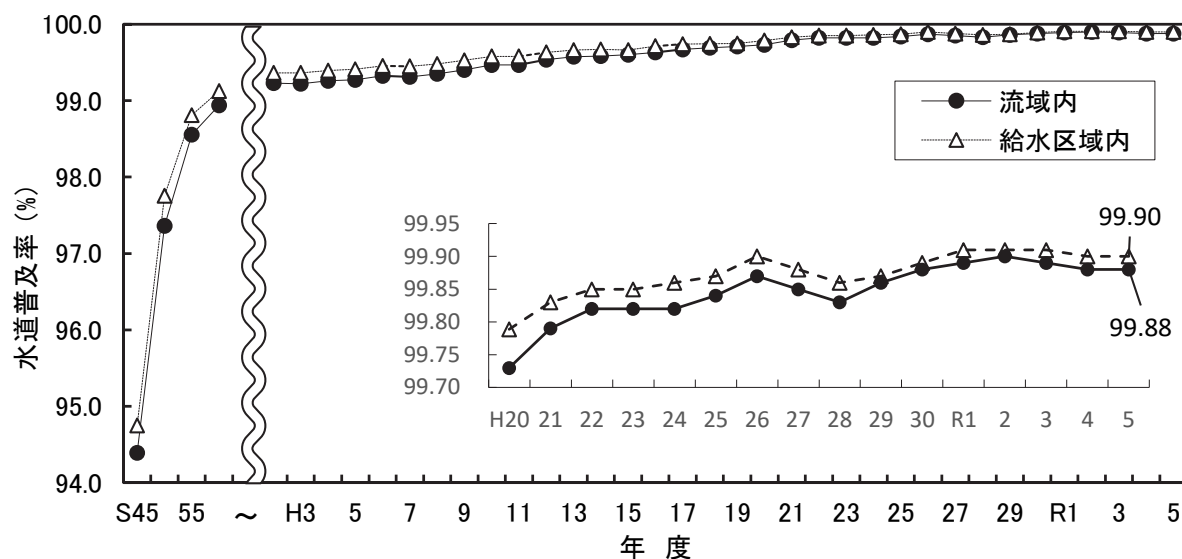
【表2-3 水道事業の事業主体数と浄水場数】

（令和7年8月現在）

府県名	水道用水供給事業			上水道事業
	事業主体数	浄水場数	公称能力(m ³ /日)	事業主体数
三重県	0	0	0	2
滋賀県	1	3	198,800	21
京都府	2	3	166,000	15
大阪府	1	3	2,330,000	22
兵庫県	2	3	1,400,780	5
奈良県	1	1	138,000	2
計	7	13	4,233,580	67

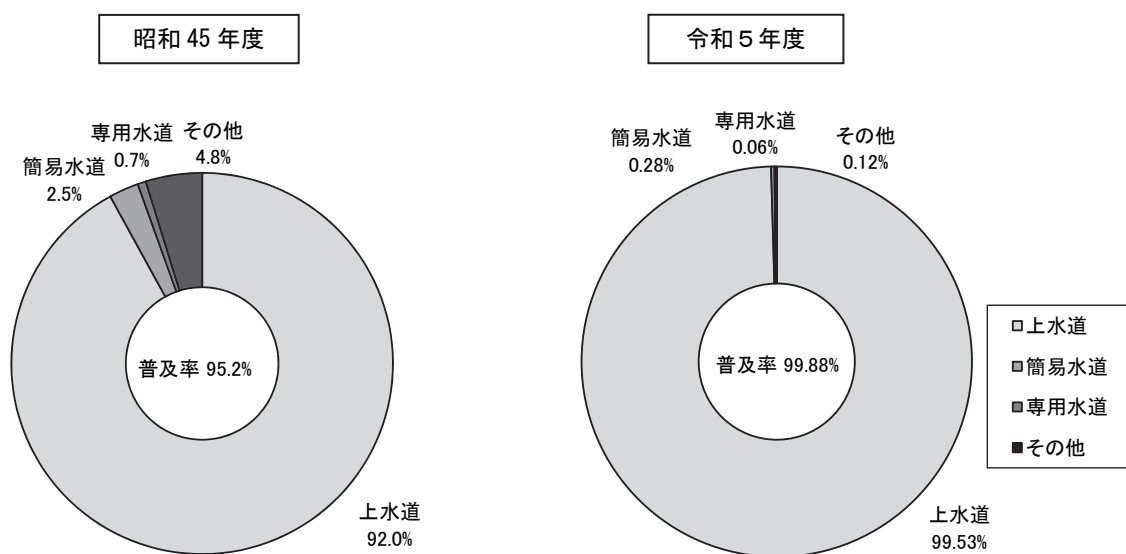
※ 各府県市町等令和7年度水道水質検査計画、令和5年度又は6年度各市水道統計やHPなどにより作成。上水道事業は事業主体数のみ掲載した。

令和5年度の流域内の水道普及率は、99.88%となっている（図2-2）。上水道の普及率は、昭和45年に92.0%であったが、令和5年度には99.53%となっている（図2-3）。



【図2-2 水道普及率の推移】

公益社団法人日本水道協会「水道統計 施設・業務編」より作成



【図2-3 流域内の水道普及率】

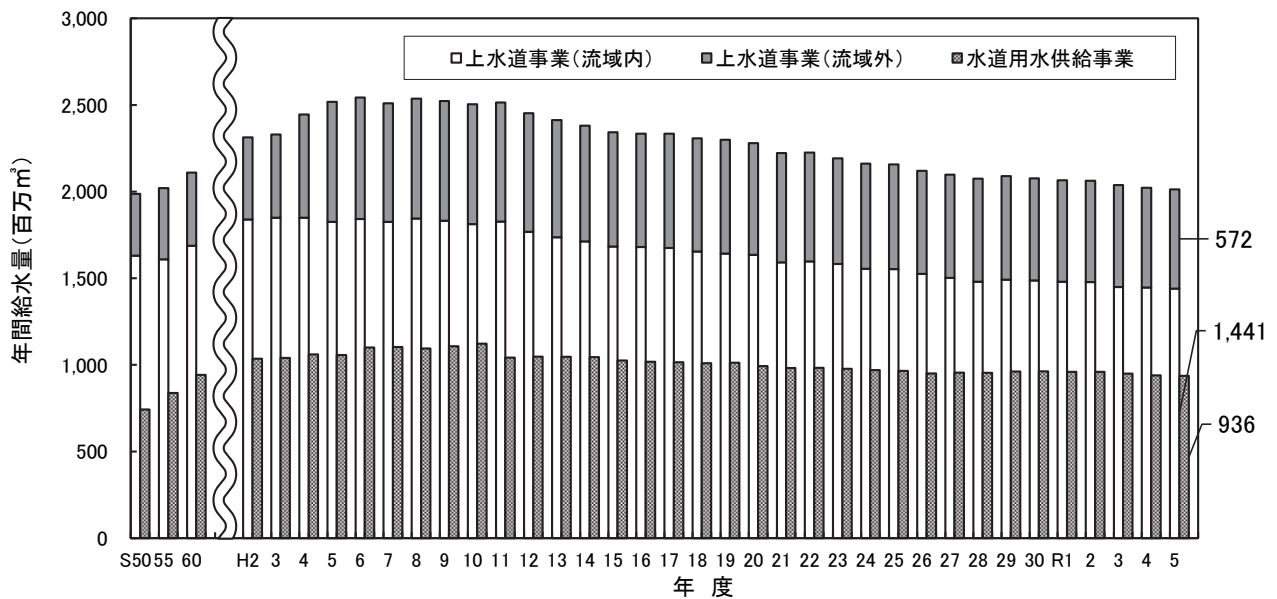
公益社団法人日本水道協会「水道統計 施設・業務編」より作成

(2) 水需要

水道水の年間給水量は平成6年以降僅かずつではあるが減少傾向にあり、令和5年度は約20.13億 m^3 であった。その内訳は、流域内の上水道事業者による供給量が約14.41億 m^3 、流域外の上水道事業者による給水量が約5.72億 m^3 である（図2-4）。

流域内上水道給水量の内訳を見ると、大阪府の占める割合は約55.4%であり、京都府が約18.5%、滋賀県が約12.0%、兵庫県が約8.1%、奈良県が約4.4%、三重県が1.6%となっている。

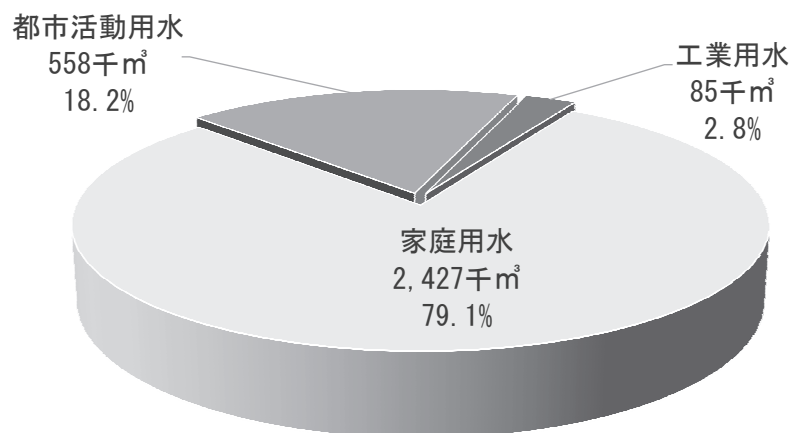
水道用水供給事業の年間給水量は、昭和50年度の7億 m^3 から平成2年度には10億 m^3 に急増し、その後平成10年度の約11億 m^3 をピークに減少し、令和5年度は約9.36億 m^3 となっている（図2-4）。



【図2-4 年間給水量の推移】

公益社団法人日本水道協会「水道統計 施設・業務編」より作成

令和5年度の給水区域内の用途別収入のあった水量の内訳をみると、家庭用水が約79.1%、都市活動用水が約18.2%、工業用水が約2.8%となっている（図2-5）。



【図2-5 給水区域内上水道事業の用途別有収水量(令和5年度)】

公益社団法人日本水道協会「水道統計 施設・業務編」より作成